

岐阜県公報

第 八 十 六 号
令和二年三月六日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) 一〇六^{ページ}

○岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則 (農産園芸課) 一〇六

○岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則 (林 政 課) 一〇六

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉課) 一〇七

○指定医療機関の廃止の届出 (同) 一〇七

○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定 (同) 一〇七

○指定介護機関の廃止の届出 (同) 一〇八

○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定 (同) 一〇九

○指定施術機関の所在地等の変更の届出 (同) 一〇九

○指定施術機関の廃止の届出 (同) 一一〇

○岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市整備課) 一一〇

収用委員会告示

○収用の裁決手続の開始 (収用委員会) 一一〇

公 示

○公共測量の実施 (用地課) 一一一

正 誤

○岐阜県収用委員会の審理の開始 (収用委員会) 一一一

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令中訂正 (人 事 課) 一二二

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則中訂正 (人事委員会) 一二二

規 則

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項に規定する授業料等減免対象者として知事が認定した者

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（授業料等減免対象者に対する減免の特例）

第八条 第三条及び第五条から前条までの規定にかかわらず、第二条第四号に該当する者に対して行う授業料又は入学金の減免に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則（平成十五年岐阜県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項に規定する授業料等減免対象者として知事が認定した者

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（授業料等減免対象者に対する免除の特例）

第十二条 第六条及び第八条から前条までの規定にかかわらず、第五条第三号に該当する者に対して行う授業料又は入学金の免除に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則（平成十二年岐阜県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項に規定する授業料等減免対象者として知事が認定した者

第八条第一項第二号中「第四条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同

項第三号中「第四条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（授業料等減免対象者に対する免除の特例）

第十二条 第六条及び第八条から前条までの規定にかかわらず、第五条第一項第三号に該当する者に対して行う授業料又は入学金の免除に関し必要な事項は、知事が別に定

める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すぎもと歯科クリニック	山県市高富二四三九―一	令和元・一二・二二
榊原 整形 外科	各務原市鵜沼各務原町三丁目五五〇番地八	令和二・一・一
今 尾 医 院	各務原市那加新加納町二二二八番地	同
多治見ようへい歯科	多治見市根本町三丁目八七―一	同
日本調剤関東薬局	関市東本郷名無木一七七―四	同
ささゆり薬局 ひるか	中津川市蛭川二三六―六	同

岐阜県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
トノウチ 歯科	山県市高富二四三九―一	令和元・一二・二〇
榊原 整形 外科	各務原市鵜沼各務原町三丁目五五〇番地八	令和元・一二・三一
今 尾 医 院	各務原市那加新加納町二二二八番地	同
中山 歯科 医院	大垣市郭町東二―一五	同
日本調剤関東薬局	関市東本郷名無木一七七―四	同

岐阜県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと

された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
トリニティー株式会社	関市北福野町一〇一	居宅療養管理指導	マイはーと薬局	羽島市竹鼻町飯柄一〇一	令和元・一〇・一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同
医療法人社団誠道会	各務原市鷺沼山崎町六丁目八番地二	認知症対応型共同生活介護	グループホーム菜の花	各務原市鷺沼東町六丁目八番地一	令和二・一・一
同	同	介護予防認知症対応型共同生活介護	同	同	同

岐阜県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃 止 年 月 日
株式会社 アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	居宅療養管理指導	アイセイ薬局 ひるかわ店	中津川市蛭川二三六二一六	令和元・一二・三一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同
株式会社エムエス中部調剤	東京都千代田区丸の内一丁目九番一号	居宅療養管理指導	日本調剤 関薬局	関市東本郷名無木一七四	令和二・一・一

氏 名	氏 名
同	同
株式会社なの花中部	同
名古屋市中区丸の内三丁目二三番二〇号	本巣郡北方町柱本一 一九七―二
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	

氏 名	施術所等の名称	施術所等の所在地又は施術者の住所	変 更 年 月 日
是 重 尚 宏	新 訪問リハビリ マツサージ はなまる治療 院	新 多治見市前畑町二一六 二〇一	平成 二〇・一
鈴 木 智 絵	旧 訪問マツサー ジはなまる 治療院	旧 多治見市大正町二二九 一 二〇一	平成 二〇・一
新 橋 本 智 絵	ファミリア下呂	新 郡上市和良町横野二二五 一三	平成 二〇・二〇
旧 鈴木智絵	ファミリア下呂	旧 飛騨市古川町若宮二一三 一七	平成 三〇・四・一

岐阜県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所等の所在地又は施術者の住所	廃 止 年 月 日
戸 倉 崇	さくら接骨院	多治見市赤坂町一丁目七〇番地	平成 二〇・九・三
中ノ瀬 史 博	あい はりきゅう マツサージ治療院	海津市南濃町駒野二二九 一六	平成 三〇・三・二〇

三 輪 大 祐
訪問鍼灸マツサー
ジKEiROW
岐阜瑞穂スーショ
ン
大垣市上石津町谷畑二〇 一
令和
二〇・三

岐阜県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成二十一年岐阜県告示第四百六十二号
岐阜都市計画道路事業 三・四・八十六号 西部縦貫道線
- 三 事業施行期間
平成二十一年七月十七日から
令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和二年三月六日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

揖斐都市計画道路事業三・四・三号大野揖斐川線新設工事（岐阜県揖斐郡大野町相羽字桃地内から同郡揖斐川町房島字七ヶ井北地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地積、地目等
土地の所在 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪字日産起

地番	地目		積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
二三五九番一	田	田	五〇	五四・二七	九・五九

注 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明。 ただし、（亡）細野秋男の法定相続人のうちいずれか又は全員（持分不明） 相続人 細野 さかへ 相続人 青木 みどり 相続人 細野 人志	岐阜県揖斐郡揖斐川町上三野一七七番地 岐阜県大垣市深池町七一〇番地 岐阜県安八郡安八町東結一五一九番地の一 ロイ ヤル芝原北館三〇一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和二年二月二十日

公 示

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和元年十二月二日から

令和二年三月十八日まで

四 作業地域

美濃市

○岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

令和二年三月六日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

一 起業者の名称

岐阜県

二 事件名

令和二年岐収委第一号及び第二号収用事件「揖斐都市計画道路事業三・四・三号大野揖斐川線新設工事（岐阜県揖斐郡大野町相羽字桃地内から同郡揖斐川町房島字七ヶ井北地内まで）」

三 期日

令和二年三月十九日（木） 午前十時三十分から

四 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁二階大会議室

○ 正 誤

（原稿誤り）

令和元年十二月二十日号外（二） 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令（岐阜県訓令甲第十四号）一頁下段後から八行目中「いう。」は、「いう。」の誤り。

（原稿誤り）

令和元年十二月二十六日号外（二） 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（岐阜県人事委員会規則第十三号）五頁上段後から二行目中

36
36
36
37
38

の、同段後から一行目中

37

は、

36
36
36
37

38

は、

37
の誤り。

令和二年三月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社